

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和4年第3回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1 4	令和 3 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 5	令和 3 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
	(認 定)	
1	令和 3 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	令和 3 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	令和 3 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	令和 3 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	令和 3 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
6	令和 3 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	8
7	令和 3 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について	9
	(議 案)	
4 1	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	1 0
4 2	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	1 3
4 3	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	2 3
4 4	藤井寺市立認定こども園条例の制定について	2 5
4 5	藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて	2 9

### このほかの提出議案

- |      |     |                                |
|------|-----|--------------------------------|
| 議案番号 | 4 6 | 令和 4 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 6 号）について |
|      | 4 7 | 令和 4 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 7 号）について |
|      | 4 8 | 令和 4 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 |

号) について

49 令和4年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

50 令和4年度藤井寺市病院事業会計補正予算(第3号)について

報告第14号

令和3年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月6日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.78)	— (17.78)	1.9 (25.0)	54.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第15号

令和3年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月6日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第 1 号

令和 3 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

令和 3 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹



認定第3号

令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 4 号

令和 3 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 5 号

令和 3 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第6号

令和3年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第7号

令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 4 1 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として市立藤井寺市民病院あり方検討委員会を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務

」

を

「

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	市立藤井寺市民病院あり方検討委員会	市立藤井寺市民病院のあり方検討についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
別表市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員の項の次に次のように加える。

市立藤井寺市民病院あり方検討委員会 委員	日額	9,500円
-------------------------	----	--------



議案第 4 2 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関して、令和 4 年 6 月 1 7 日付けで総務省より「人事院規則 1 9 - 0（職員の育児休業等）の一部改正等について（令和 4 年 1 0 月 1 日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等関係）（令和 4 年 6 月 1 7 日総行公第 8 4 号・総行給第 4 4 号）」が発出されたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるとともに、育児短時間勤務制度について新たに定めるほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの

にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子につ

いてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
- 第2条の5を削る。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間」を「場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間」に改め、「、昇給の場合に準じ」を削り、「いずれかの日において、その者の給料月額」を「いずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給」に改める。

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付する。

第8条を次のように改める。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第14条を第23条とし、第13条を第22条とし、第12条を第21条とする。

第11条中「第5条」を「第12条」に改め、同条を第20条とし、第10条を第19条とする。

第9条第1項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条を第18条とする。

第8条の次に次の9条を加える。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができな

い状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により任命権者が週休日を定めている職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。ただし、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限るものとする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第15条 職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「再任用短時間勤務職員」という。）の次に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

8 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第5条から第10条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第16条第3項並びに第18条第2項及び第3項ただし書中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

第24条第4項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「いう。）又は」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項若しくは」を加え、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間



勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同条第4項本文中「8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。

第11条第1項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和54年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条の2中「規定は、」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律第

18条第1項又は」を加える。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、令和4年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(育児休業計画書により再度の育児休業取得を申し出た職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

第3条 新条例第6条の規定は、育児休業をした職員が適用日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が適用日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

2 適用日の前日において現に育児休業をしていた職員が適用日以後に職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち令和4年1月1日前の期間については、2分の1）」とする。

議案第 4 3 号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の施行に伴い、条例中の引用部分に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

藤井寺市立認定こども園条例の制定について  
藤井寺市立認定こども園条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市立道明寺幼稚園及び藤井寺市立第 2 保育所を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に移行するため、条例を制定するとともに、その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、発達及び学びの連続性を踏まえた教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことにより、子どもが地域において健やかに成長する環境の充実を図るため、本市に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤井寺市立道明寺こども園	藤井寺市林3丁目1番25号

(入園の資格)

第3条 認定こども園に入園することができる子どもは、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (2) その他市長が必要と認める者

(入園の承諾)

第4条 認定こども園に入園しようとする子どもの保護者は、市長の承諾を受けなければならない。

(入園の取消し)

第5条 市長は、入園した子ども又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなった場合
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に従わない場合
- (3) 市長が行う教育及び保育上の指示に従わない場合

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による承諾その他必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(入園の承諾に関する特例)

- 3 施行日の前日において藤井寺市立道明寺幼稚園又は藤井寺市立第2保育所に在籍していた子ども(施行日において満6歳に達する子どもを除く。)の保護者は、施行日において第4条の規定による承諾を受けたものとみなす。

(藤井寺市立こども園条例の廃止)

- 4 藤井寺市立こども園条例(平成28年藤井寺市条例第15号)は、廃止する。  
(市立保育所条例の一部改正)

- 5 市立保育所条例(昭和38年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の表藤井寺市立第2保育所の項を削る。

(藤井寺市立幼稚園条例の一部改正)

- 6 藤井寺市立幼稚園条例(平成2年藤井寺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表藤井寺市立道明寺幼稚園の項を削る。

(藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 7 藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例(平成14年藤井寺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「藤井寺市立学校」の次に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で本市が設置するもの及び藤井寺市立認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で本市が設置するものをいう。)をいう。)」を加える。

第2条中「教育委員会」の次に「(藤井寺市立認定こども園にあつては、市長)」を加える。

第6条中「教育委員会規則で」を「実施機関が別に」に改める。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

- 8 重要な公の施設に関する条例(平成19年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を第20号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 認定こども園

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

- 9 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び市立保育所」を「、市立保育所及び市立認定こども園」に改める。



議案第 4 5 号

藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市監査委員に任命したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

識見を有する者のうちから選任する者

服 部 隆 行

提案理由

現委員 濱幸一氏の令和 4 年 9 月 3 0 日任期満了による後任として選任するものである。

住所

[Redacted]

服 部 隆 行

[Redacted]

生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 25年 9月 保護司（現在に至る）

同 31年 4月 羽曳野・藤井寺地区保護司会理事（現在に至る）

[Redacted]

[Redacted]